

京都市市民美化センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年8月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第33号

京都市市民美化センター規則の一部を改正する規則

京都市市民美化センター規則の一部を次のように改正する。

第5条第2号及び第9号中「ふん尿」を「本市が定期的に収集する一般廃棄物及び臨時に収集するふん尿」に改める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)